

東京都公報

発行
東京都

目次

19

条 例

- 東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）…三
- 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…八
- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六

条例のあらまし

●東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第二一号）

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第九号）の施行による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四一年厚生省令第一九号）の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第二二号）

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第九号）の施行による特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成一一年厚生省令第四六号）の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第二三号）

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第九号）の施行による軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二〇年厚生労働省令第一〇七号）の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第二四号)

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和三年厚生労働省令第九号)の施行による指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成一一年厚生省令第三七号)の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第二五号)

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和三年厚生労働省令第九号)の施行による指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成一八年厚生労働省令第三五号)の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第二六号)

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和三年厚生労働省令第九号)の施行による指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成一一年厚生省令第三九号)の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第二七号)

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和三年厚生労働省令第九号)の施行による介護老人保健施設の人員施設及び設備並びに運営に関する基準(平成一一年厚生省令第四〇号)の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第二八号)

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和三年厚生労働省令第九号)の施行による健康保険法等の一部を改正する法律(平成一八年法律第八三号)附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成一一年厚生省令第四一号)の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第二九号)

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和三年厚生労働省令第九号)の施行による介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三〇年厚生労働省令第五号)の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

条 例

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十一号

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第三十条・第三十一条)」を「(第三十条―第三十二条)」に改める。

第三条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。第七条第三項中「、第九条」を「から第九条の二まで」に改める。

第九条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第九条の二 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する

処遇を継続的にを行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十五条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第十九条第三項中「(平成九年法律第百二十三号)」を削る。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第二十七条の二 養護老人ホームは、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第二十八条に次の一項を加える。

3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第三十一条を第三十二条とし、第三十条を第三十一条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第三十条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以下「新条例」という。)第三条第四項及び第二十七条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならぬ」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、新条例第十五条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」に」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第九条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第九条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十二号

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都

条例第四十号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第五十四条・第五十五条)」を「(第五十四条―第五十六条)」に改める。
第三条に次の一項を加える。

4 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
第六条ただし書中「、規則で定める職員を除き」を削る。
第七条第二項中「、第九条」を「から第九条の二まで」に改める。
第九条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別養護老人ホームは、全ての職員(看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九条に次の一項を加える。
4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
第九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)
第九条の二 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的にを行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行い、業務継続計画について周知するとともに、必要に応じて業務

3 特別養護老人ホームは、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務

継続計画の変更を行うものとする。

第十三条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第十四条中「(平成九年法律第二百二十三号)」を削る。

第三十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十条の二 特別養護老人ホームは、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十一条に次の一項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第三十四条に次の一項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第三十五条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十五条に次の一項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十六条第四項第二号中「十二人以下としなければならない」を「原則として十二人以下とするものとする」に改め、同号ただし書中「規則で定める」を「入居者の処遇に支障がないと認められる」に、「この限りでない」を「十五人以下とすることができ

る」に改め、同項第五号を削り、同項中第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十七条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第四十三条中「第八条まで」の下に「、第九条の二」を加え、「、第九条」を「から

第九条の二まで」に改め、「準用する第八条」の下に「、第九条の二」を加える。

第四十五条に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれるとともに入所者の処遇に支障がないものにあつては、第五号の栄養士を置かないことができる。

第四十八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について、当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第四十九条中「次条、第九条」を「次条から第九条の二まで」に、「第八条、第九条」を「第八条から第九条の二まで」に改める。

第五十一条第四項第二号中「十二人以下としなければならない」を「原則として十二人以下とするものとする」に改め、同号ただし書中「規則で定める」を「入居者の処遇に支障がないと認められる」に、「この限りでない」を「十五人以下とすることができ

る」に改め、同項第五号を削り、同項中第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十三条中「第八条まで」の下に「、第九条の二」を加え、「次条、第九条」を「次条から第九条の二まで」に改め、「準用する第八条」の下に「、第九条の二」を加える。

第五十五条を第五十六条とし、第五十四条を第五十五条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十四条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第六項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以下「新条例」という。)
第三條第四項(新条例第四十九條において準用する場合を含む。)、第三十條の二(新条例第四十三條、第四十九條及び第五十三條において準用する場合を含む。)
及び第三十條第三項(新条例第五十三條において準用する場合を含む。)
の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、新条例第十三條(新条例第四十九條において準用する場合を含む。)
及び第三十七條(新条例第五十三條において準用する場合を含む。)
の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関

する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第九條第三項(新条例第四十九條において準用する場合を含む。)
及び第三十五條第四項(新条例第五十三條において準用する場合を含む。)
の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第九條の二(新条例第四十三條、第四十九條及び第五十三條において準用する場合を含む。)
の規定の適用については、新条例第九條の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同條第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同條第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

5 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)
の居室については、この条例による改正前の東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第三十六條第四項第五号及び第五十一條第四項第五号の規定は、施行日以後もなおその効力を有する。

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第二十三号

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第四十一條・第四十二條)」を「(第四十一條―第四十三條)」に改める。

第一条中「第四十一条」を「第四十二条」に改める。
第三条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
第七条第二項中「、第九条」を「から第九条の二まで」に改める。
第九条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九条に次の一項を加える。
4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
第九条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）
第九条の二 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十三条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
七 虐待の防止のための措置に関する事項

第十五条第三項中「（平成九年法律第二百二十三号）」を削る。
第二十六条に次の一項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これに関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
第三十一条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十一条の二 軽費老人ホームは、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。
第三十二条に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。
第四十条中「次条、第九条」を「次条から第九条の二まで」に、「第八条、第九条」を「第八条から第九条の二まで」に改める。

第四十二条を第四十三条とし、第四十一条を第四十二条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第四十一条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書

面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法)その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第三条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

附則第十條中「、第十條」を「から第十條まで」に、「次條、第九條」を「次條から第九條の二まで」に、「準用する第九條」を「準用する第九條、第九條の二」に改める。

4 軽費老人ホームB型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

附則第十七條中「、第十條」を「から第十條まで」に、「次條、第九條」を「次條から第九條の二まで」に、「準用する第九條」を「準用する第九條、第九條の二」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以下「新条例」という。)第三條第四項、第三十一條の二(新條例第四十條並びに附則第十條及び附則第十七條において準用する場合を含む。)、附則第三條第四項及び附則第十條第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、新條例第十三條(新條例第四十條並びに附則第十條及び附則第十七條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新條例第十三條中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規定を定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項(虐待の防止の

ための措置に関する事項を除く。)に」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新條例第九條第三項(新條例第四十條並びに附則第十條及び附則第十七條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新條例第九條第三項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新條例第九條の二(新條例第四十條並びに附則第十條及び附則第十七條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新條例第九條の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同條第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同條第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十四号

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第一百一十号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第二百七十六條)」を「(第二百七十六條・第二百七十七條)」に改める。第三條に次の二項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第八十條の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ

有効に行うよう努めなければならない。

第九条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第十一条に次の一項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十一条の二 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十二条に次の一項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十三条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第三十八条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外

の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第三十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十九条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第五十二条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十二条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五十二条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問入浴介護を提供することができるよう各指定訪問入浴介護事業所において、訪問入浴介護従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、各指定訪問入浴介護事業所において、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者(看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、

法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十八条中「第十一条から」を「第十一条の二から」に、「第十一条」を「第十一条の二第二項」に、「及び第二十二條」を「、第二十二條及び第三十二條第一項」に、「第三十二條中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、」を「同

条第二項中」に、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改める。

第六十二条中「第十一条から」を「第十一条の二から」に、「第十一条」を「第十一条の二第二項」に、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改める。

第六十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十八条中「、第十一条」の下に「、第十一条の二第二項」を加え、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改める。

第八十条第一項中「指定訪問リハビリテーションの提供に当たる」を削る。

第八十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十五条に次の一項を加える。

2 リハビリテーション会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

第八十八条中「、第十一条」の下に「、第十一条の二第二項」を加え、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改める。

第九十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十五条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあつた場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

五 前号に規定する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。この場合において、サービス担当者会議への参加が困難な場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則とし

て、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

第九十五条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、第八十九条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

一 医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。

二 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導又は説明を行うこと。

三 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供すること。

四 提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成し、医師又は歯科医師に報告すること。

第九十七条中「、第十一条」の下に「、第十一条の二第二項」を加え、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改める。

第一百零二条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第一百三十三条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第一百三十三条に次の一項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第一百零九条第二項中「必要な措置を講じよう努めなければならない」を「規則で定め

る措置を講じなければならない」に改める。
第百十条に次の一項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。
第百十条の二を第百十条の三とし、第百十条の次に次の一条を加える。

(地域との連携等)
第百十条の二 指定通所介護事業者は、指定通所介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 指定通所介護事業者は、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外

の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。
第百十二条中「第十二条から」を「第十一条の二から」に、「から第三十八条まで」を「第三十七条、第三十九条の二」に改め、「この場合において」の下に「、第十二条の二第二項」を加え、「第三十三条中」を「第三十三条第一項中」に改める。

第百十四条中「第十二条から」を「第十一条の二から」に、「から第三十八条まで」を「第三十七条、第三十九条の二」に改め、「この場合において」の下に「、第十二条の二第二項」を加え、「第三十三条中」を「第三十三条第一項中」に改める。

第百十四條中「第十二條から」を「第十一條の二から」に、「から第三十八條まで」を「第三十七條、第三十九條の二」に改め、「この場合において」の下に「、第十二條の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者

(以下「共生型通所介護従業者」という。）」とを、「をいう」の下に「。第百十四条において準用する第三十三条第一項において同じ」を加え、「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。）」を「共生型通所介護従業者」に、「第三十三条中」を「第三十三条第一項中」に改め、「第百三条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百三十四條中「第十二條から」を「第十一條の二から」に、「第三十八條」を「第三十九條の二」に改め、「この場合において、」の下に「第十一條の二第二項及び」を加え、「第三十三條中」を「第三十三條第一項中」に改める。

第百三十九條中第九號を第十號とし、第八號の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項
第百四十三條第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第百四十五條中「第十二條から」を「第十一條の二から」に改め、「この場合において、」の下に「第十一條の二第二項及び」を加え、「第三十三條中」を「第三十三條第一項中」に改め、「第百三條第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百五十一條中第九號を第十號とし、第八號の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項
第百六十七條中「第十三條」を「第十一條の二、第十三條」に改め、「第三十六條から」の下に「第三十八條(第二項を除く。）」まで、第三十九條から」を加え、「第三十三條中」を「第十一條の二第二項及び第三十三條第一項中」に改め、「第百三條第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百七十條第四項第二号中「十二人以下としなければならない」を「原則として十二人以下とするものとする」に改め、同号ただし書中「規則で定める」を「利用者の処遇に支障がないと認められる」に、「この限りでない」を「十五人以下とすることができ

る」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とする。
第百七十二條中第十號を第十一號とし、第九號の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項
第百七十三條第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者(看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法

第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第百七十三條に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により短期入所生活

介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百八十条の三中「第十三条」を「第十一条の二、第十三条」に改め、「第三十六条から」の下に「第三十八条(第二項を除く。)まで、第三十九条から」を、「この場合において」の下に「、第十一条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)と」を加え、「第三十三条中」を「第三十三条第一項中」に、「をいう。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」を「をいう。 第百八十条の三において準用する第百五十三条第一項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」に改め、「第百三条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第百四十八条中」を「第百四十八条第一項中」に改め、「中「運営規程」とあるのは「運営規程(第百八十条の三において準用する第百五十一条に規定する運営規程をいう。)」と、同項」を削る。

第百八十七条中「第十三条」を「第十一条の二、第十三条」に改め、「第三十八条」の下に「(第二項を除く。)」を、「この場合において」の下に「、第十一条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と」を加え、「第三十三条中」を「第三十三条第一項中」に改め、「第百三条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百九十一条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三条中「第十三条」を「第十一条の二、第十三条」に改め、「第三十六条から」の下に「第三十八条(第二項を除く。)まで、第三十九条から」を加え、「第三十三条中」を「第十一条の二第二項及び第三十三条第一項中」に改め、「第百三条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第二百七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百八条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者(看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百八条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百二十一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百二十四条中「、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録しなければならない。

第二百三十一条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者(看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百三十一条に次の一項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百三十五条第二項第二号中「第二百二十四条」を「第二百二十四条第二項」に改める。

第二百三十六条中「第十五条」を「第十一条の二、第十五条」に、「第四十条」を「から第四十条まで」に、「第三十三条中」を「第十一条の二第二項及び第三十三条第一項中」に改める。

第二百四十二条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百四十三条第一項中「入居（）」の下に「養護老人ホーム（）」を、「養護老人ホーム」の下に「をいう。以下同じ。」を加える。

第二百四十六条第二項第七号中「第二百二十四条」を「第二百二十四条第二項」に改める。

第二百四十七条中「第十五条」を「第十一条の二、第十五条」に改め、「第三十六条」の下に「第三十七条、第三十九条」を、「この場合において」の下に「第十一条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」とを加え、「第三十三条中」を「第三十三条第一項中」に、「第二百二十四条中」を「第二百二十四条第二項中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービスを」と、「第二百三十一条」を「第二百三十一条第一項」に改め、「適切な基本サービス」と、「」の下に「同条第二項中」を、「基本サービスを」と、「」の下に「同条第三項中」を、「基本サービスに」と」の下に「同条第五項中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と」を加える。

第二百五十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百五十九条に次の一項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第二百六十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規

定による掲示に代えることができる。

第二百六十二条、第二百六十四条及び第二百七十五条中「第十二条から」を「第十一条の二から」に、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に改め、「この場合において、」の下に「第十一条の二第二項及び」を加え、「第三百三条第二項」を「第三百三条第二項ただし書」に改め、「利用」と」の下に「同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百七十六条を第二百七十七条とし、第十四章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第二百七十六条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十五条第一項（第四十一条の三、第四十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第一百十二条、第一百十四条、第一百三十四条、第一百四十五条、第一百六十七条（第一百八十条において準用する場合を含む。）、第一百八十条の三、第一百八十七条、第二百三条（第二百十五条において準用する場合を含む。）、第二百三十六条、第二百四十七条、第二百六十二条、第二百六十四条及び第二百七十五条において準用する場合を含む。）、及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができ

る。

附則第十項第一号中「特別養護老人ホーム」の下に「(老人福祉法第二十條の五に規定する特別養護老人ホームをいう。)」を、「軽費老人ホーム」の下に「(同法第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。附則第十四項において同じ。)」を加える。

附則第十四項から第十六項までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新条例」という。)第三條第三項及び第三十九條の二(新條例第四十一條の三、第四十六條、第五十八條、第六十二條、第七十八條、第八十八條、第九十七條、第一百十二條、第一百四條、第三百三十四條、第四百五條、第六六十七條(新條例第八十條において準用する場合を含む。))、第八十條の三、第八十七條、第二百三條(新條例第二百五條において準用する場合を含む。))、第二百三十六條、第二百四十七條、第二百六十二條、第二百六十四條及び第二百七十五條において準用する場合を含む。の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じよう努めなければならない」と、新條例第九條(新條例第四十一條の三及び第四十六條において準用する場合を含む。))、第五十二條(新條例第六十二條において準用する場合を含む。))、第六十七條、第八十二條、第九十二條、第二百二條(新條例第一百四條及び第三百三十四條において準用する場合を含む。))、第三百三十九條、第五百一十二條、第九十一條、第二百七條、第二百二十一條、第二百四十二條及び第二百五十二條(新條例第二百六十四條及び第二百七十五條において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項

に」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新條例第十一條の二(新條例第四十一條の三、第四十六條、第五十八條、第六十二條、第七十八條、第八十八條、第九十七條、第一百十二條、第一百四條、第三百三十四條、第四百五條、第六六十七條(新條例第八十條において準用する場合を含む。))、第八十條の三、第八十七條、第二百三條(新條例第二百五條において準用する場合を含む。))、第二百三十六條、第二百四十七條、第二百六十二條、第二百六十四條及び第二百七十五條において準用する場合を含む。の規定の適用については、新條例第十一條の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じよう努めなければならない」と、同條例第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同條例第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新條例第三十二條第三項(新條例第四十一條の三、第四十六條、第五十八條、第六十二條、第七十八條、第八十八條、第九十七條及び第二百七十五條において準用する場合を含む。))、第九十九條第二項(新條例第一百四條、第三百三十四條、第六六十七條(新條例第八十條において準用する場合を含む。))、第八十條の三、第八十七條、第二百三條及び第二百四十七條において準用する場合を含む。))、第四百三十三條第二項(新條例第二百三條(新條例第二百五條において準用する場合を含む。))、第四百四十三條第二項(新條例第二百三條(新條例第二百五條において準用する場合を含む。))及び第二百五十九條第六項(新條例第二百六十四條において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じよう努めなければならない」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新條例第五十二條の二第三項(新條例第六十二條において準用する場合を含む。))、第三百三條第三項(新條例第一百四條、第三百三十四條、第四百五條、第六六十七條、第八十條の三、第八十七條及び第二百五十二條において準用する場合を含む。))、第七十三條第四項、第二百八條第四項及び第二百三十一條第四項(新條例第二百四十七條において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講

じるよう努めなければならない」とする。

6 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室については、この条例による改正前の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第七十条第四項第四号の規定は、施行日以後もなおその効力を有する。

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二十五号

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第一百二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第二百六十六条）」を「（第二百六十六条・第二百六十七条）」に改める。
第三条に次の二項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五十二条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。
八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十二条の二第一項中「各」を「各」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
第五十二条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
第五十二条の二の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第五十二条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行い、実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第五十四条の二に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。
第五十四条の三に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定介

護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十四条の八の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第五十四条の九の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第五十四条の九の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第六十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第六十七条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第六十七条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防訪問看護を提供することができるよう各指定介護予防訪問看護事業所において、看護師等の勤務体制を定めなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、各指定介護予防訪問看護事業所において、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十四条中「第五十二条の二から」を「第五十二条の二の二から」に、「第五十二

条の二及び」を「第五十二条の二の二第二項及び」に、「第五十四条の三」を「第五十四条の三第一項」に改める。

第八十一条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十四条中「第五十二条の二から」を「第五十二条の二の二から」に、「及び第六十九条」を「第六十七号の二及び第六十九号」に、「第五十二条の二及び」を「第五十二条の二の二第二項及び」に、「第五十四条の三」を「第五十四条の三第一項」に、「読み替える」を「第六十七号の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替える」に改める。

第八十六条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「第十一号まで」の下に「及び前項」を加え、「同項第十二号」を「第一項第十二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 リハビリテーション会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

第九十条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十三条中「第五十二条の二から」を「第五十二条の二の二から」に、「及び第六十九条」を「第六十七号の二及び第六十九号」に、「第五十二条の二及び」を「第五十二条の二の二第二項及び」に、「第五十四条の三」を「第五十四条の三第一項」に、「読み替える」を「第六十七号の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替える」に改める。

第九十五条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあつた場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作

成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

五 前号に規定する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。この場合において、サービス担当者会議への参加が困難な場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

第九十五条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、第八十七条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。
- 二 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導又は説明を行うこと。

三 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定介護予防居宅療養管理指導を提供すること。

四 提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成し、医師又は歯科医師に報告すること。

第二百二十条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百二十条の二第一項中「提供できるよう、」を「提供することができるよう」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百二十条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリ

テーションの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百二十一条第二項中「当該」を削り、「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第二百二十一条の二に次の一項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第二百二十三条中「第五十二条の三から」を「第五十二条の二の二から」に改め、「この場合において、」の下に「第五十二条の二の二第二項及び」を加え、「第五十四条の三中」を「第五十四条の三第一項中」に改める。

第二百三十三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第三百三十九条の二第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第四百四十二条中「第五十一条」の下に「、第五十二条の二の二」を、「第五十四条の三から」の下に「第五十四条の八（第二項を除く。）まで、第五十四条の九から」を加え、「第五十四条の三中」を「第五十二条の二の二第二項及び第五十四条の三第一項中」に改め、「第二百二十条の二第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第五百五十三条第四項第二号中「十二人以下としなければならない」を「原則として十二人以下とするものとする」に改め、同号ただし書中「規則で定める」を「利用者の処遇に支障がないと認められる」に、「この限りでない」を「十五人以下とすることができる」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とする。

第五百五十五条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第五百五十六条第一項中「提供できる」を「提供することができる」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十六條に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十九條中「第四百十條」を「第三百十九條の二」に改める。

第六十四條の三中「第五十一條」の下に、「第五十二條の二の二」を、「第五十四條の三から」の下に「第五十四條の八（第二項を除く。）まで、第五十四條の九から」を加え、「第五十四條の三中」を「第五十二條の二の二第二項中」に改め、「（とう。）」と「（とう。）」の下に、「第五十四條の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とを、「第二百十條の二第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第七十一條中「第五十一條」の下に、「第五十二條の二の二」を、「第五十四條の八」の下に「（第二項を除く。）」を、「この場合において」の下に「第五十二條の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と」を加え、「第五十四條の三中」を「第五十四條の三第一項中」に改め、「第二百十條の二第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第七十五條中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十一條中「第五十一條」の下に「第五十二條の二の二」を、「第五十四條の六から」の下に「第五十四條の八（第二項を除く。）まで、第五十四條の九から」を加え、「第五十四條の三中」を「第五十二條の二の二第二項及び第五十四條の三第一項

中」に改め、「第二百十條の二第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第九十二條中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十三條第一項中「提供できるよう、」を「提供することができるよう」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九十三條に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百六條中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百九條中「提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録しなければならない。

第二百十三條第一項中「提供できるよう、」を「提供することができるよう」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、

認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

二百十三条に次の一項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

二百十六条第二項第二号中「第二百九条」を「第二百九条第二項」に改める。

二百十七条中「第五十一条」の下に「、第五十二条の二」を加え、「、第五十二条の十」を「から第五十四条の十まで」に改め、「この場合において」の下に「、第五十二条の二の第二項」を加え、「第五十四条の三中」を「第五十四条の三第一項中」に改める。

二百三十条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

二百三十三条第二項第七号中「第二百九条」を「第二百九条第二項」に改める。

二百三十四条中「第五十一条」の下に「、第五十二条の二」を加え、「、第五

十三条の三、第五十四条」を「から第五十四条まで」に改め、「第五十四条の三から」の下に「第五十四条の七まで、第五十四条の九から」を、「この場合において、」の下に「第五十二条の二の第二項及び」を加え、「第五十四条の三中」を「第五十四条の三第一項中」に、「第二百九条中」を「第二百九条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービスを」と、「に改め、「サービスに」と」の下に「、同条第五項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と」を加える。

二百四十一条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

二百四十五条に次の一項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所において感

染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

二百四十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定介護予防福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

二百四十八条及び第二百五十三条中「第五十二条の三から」を「第五十二条の二から」に、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、「この場合において、」の下に「第五十二条の二の第二項及び」を、「利用」と」の下に「、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

二百六十二条中「第五十二条の三から」を「第五十二条の二から」に、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、「この場合において、」の下に「第五十二条の二の第二項及び」を、「利用」と」の下に「、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加え、「第二百四十一条中」を「第二百四十一条第四号中」に改める。

二百六十六条を第二百六十七条とし、第十四章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

二百六十六条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たつる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面(書面書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第五十二条の六第一項(第六十二条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第二百二十二条(第百五十九条において準用する場合を含む。)、第百六十四条の三、第百七十一条、第百八十一条(第百九十六条において準用する場合を含む。)、第二百十七条、第二百三十四条、第二百四十八条、第二百五十三条及び第二百六十二条において準用する場合を含む。)、第二百九条第一項(第二百三十四条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係

る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第十一項から第十三項までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第三項及び第五十四条の九の二（新条例第六十二条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第四百四十二条（新条例第五百九十九条において準用する場合を含む。）、第六百六十四条の三、第七百七十一条、第八十一条（新条例第九十六条において準用する場合を含む。）、第二百三十七條、第二百三十四條、第二百四十八條、第二百五十三條及び第二百六十二條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、新条例第五十二条（新条例第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十七条、第八十一条、第九十条、第二百二十条、第三百三十三条（新条例第六百六十四条の三及び第七百七十一条において準用する場合を含む。）、第三百五十五条、第七百七十五条、第九十二条、第二百六条、第二百三十条及び第二百

四十一条（新条例第二百五十三條及び第二百六十二條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第五十二条の二（新条例第六十二条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三條、第四百四十二条（新条例第五百九十九条において準用する場合を含む。）、第六百六十四条の三、第七百七十一条、第八十一条（新条例第九十六条において準用する場合を含む。）、第二百三十七條、第二百三十四條、第二百四十八條、第二百五十三條及び第二百六十二條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第五十二条の二の第二項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第五十四条の二第三項（新条例第六十二条、第七十四条、第八十四条、第九十三条及び第二百六十二条において準用する場合を含む。）、第二百三十一条第二項（新条例第八十一条（新条例第九十六条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三百三十九條の二第二項（新条例第五百九十九條、第六百六十四條の三、第七百七十一条、第二百三十七條及び第二百三十四條において準用する場合を含む。）及び第二百四十五條第六項（新条例第二百五十三條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第五十二条の二第三項（新条例第六十二条において準用する場合を含む。）、第二百二十條の二第三項（新条例第四百四十二条、第六百六十四条の三、第七百七十一条及び第八十一条において準用する場合を含む。）、第三百三十四條第四項、第九十三条第四項及び第二百三十三條第四項（新条例第二百五十三條第四項、第九十三条第四項及び第二百三十三條第四項（新条例第二百五十三條第四項）の規定の適用については、これら

の規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

6 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室については、この条例による改正前の東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第百五十三条第四項第四号の規定は、施行日以後もなおその効力を有する。

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二十六号

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第五十三条）」を「（第五十三条・第五十四条）」に改める。

第三条に次の二項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第八条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 サービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第九条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第十条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第十条に次の一項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十条の二 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十七条中「、提供した指定介護福祉施設サービスの具体的な内容その他の必要な事項を記録するとともに」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

第二十五条の次に次の二条を加える。
（栄養管理）

第二十五条の二 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第二十五条の三 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第三十二条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十八条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十九条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第四十一条第二項第二号中「第十七条」を「第十七条第二項」に改める。

第四十三条に次の二項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当た

っては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十四条第二項第二号中「十二人以下としなければならない」を「原則として十二人以下とするものとする」に改め、同号ただし書中「規則で定める」を「入居者の処遇に支障がないと認められる」に、「この限りでない」を「十五人以下とすることができる」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第四十五条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第四十六条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四十六条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十二条中「第十一条」を「第十条の二」に、「第十七条」を「第十七条第二項」に改める。

第五十三条を第五十四条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第五十三条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十五条第一項（前条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）

については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識できない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第四項、第三十八条の二（新条例第五十二条において準用する場合を含む。）及び第四十三条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、新条例第九条及び第四十五条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第十条第三項及び第四十六条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第十条の二（新条例第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第十条の二第二項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同

条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第二十五条の二（新条例第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第二十五条の二中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。
6 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第二十五条の三（新条例第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第二十五条の三中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。
7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室については、この条例による改正前の東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第四十四条第二項第四号の規定は、施行日以後もなおその効力を有する。

東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二十七号

東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第五十四条）」を「（第五十四条・第五十五条）」に改める。
第三条に次の二項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八

条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第九条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 サービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第十条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第十一条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護老人保健施設は、全ての従業者(看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第十一条に次の一項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十一条の二 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的にを行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必

要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十八条中「、提供した介護保健施設サービスの具体的な内容その他の必要な事項を記録するとともに」を削り、同条に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

第二十四条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第二十四条の二 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十四条の三 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第三十三条に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これに関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十八条の二 介護老人保健施設は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十九条に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第四十一条第二項第三号中「第十八条」を「第十八条第二項」に改める。

第四十三条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十六条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第四十七条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四十七条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十三条中「第十二条」を「第十一条の二」に、「第二十四条」を「第二十四条の三」に、「第十八条」を「第十八条第二項」に改める。

第五十四条を第五十五条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十四条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十六条第一項（前条において準用する場合を含む。）、第十八条

第一項（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第四項から第六項までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第四項、第三十八条の二（新条例第五十三条において準用する場合を含む。）及び第四十三条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、新条例第十条及び第四十六条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第十一条第三項及び第四十七条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第十一条の二（新条例第五十三

条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第十一条の二第二項中「講じなければならない」とあるのは「講じよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施しよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第二十四条の二(新条例第五十三條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第二十四条の二中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。
6 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第二十四条の三(新条例第五十三條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第二十四条の三中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第二十八号

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第五十二条)」を「(第五十二条・第五十三条)」に改める。

第三条に次の二項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、旧法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 栄養士又は管理栄養士

第四条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 栄養士又は管理栄養士

第九条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 サービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者又はその家族の同意を得なければならない。

第十条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第十一条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、旧法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第十一条に次の一項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十一条の二 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で

早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十八条中「、提供した指定介護療養施設サービスの具体的な内容その他の必要な事項を記録するとともに」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

第二十三条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第二十三条の二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、入院患者が自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十三条の三 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、入院患者が自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第三十一条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十六条の二 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十七条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第三十九条第二項第二号中「第十八条」を「第十八条第二項」に改める。
第四十一条に次の二項を加える。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、旧法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十四条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第四十五条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、旧法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四十五条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十一条中「第十二条」を「第十一条の二」に、「第二十三条」を「から第二十三条の三まで」に、「第十八条」を「第十八条第二項」に改める。

第五十二条を第五十三条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十二条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副

本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十六条第一項(前条において準用する場合を含む。)、第十八条第一項(前条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新条例」という。)(第三条第四項、第三十六条の二(新条例第五十一条において準用する場合を含む。))及び第四十一条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、新条例第十条及び第四十四条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第十一条第三項及び第四十五条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第十一条の二(新条例第五十一条において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、新条例第十一条の二第二項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第二十三条の二(新条例第五十一条において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、新条例第二十三条の二中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。

6 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第二十三条の三(新条例第五十一条において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、新条例第二十三条の三中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二十九号

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成三十年東京都条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第五十四条)」を「(第五十四条・第五十五条)」に改める。

第三条に次の二項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第九条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 サービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第十条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第十一条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護医療院は、全ての従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第十一条に次の一項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十一条の二 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的にを行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画

の変更を行うものとする。

第十八条中「、提供した介護医療院サービスの具体的な内容その他の必要な事項を記録するとともに」を削り、同条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

第二十四条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第二十四条の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第二十四条の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第三十一条第三項中「並びに臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条」を、「臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第七十五号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条」に、「読み替える」を、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「条例第三十一条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替える」に改める。

第三十三条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、

かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十八条の二 介護医療院は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十九条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第四十一条第二項第三号中「第十八条」を「第十八条第二項」に改める。

第四十三条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第八十条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十六条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第四十七条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四十七条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止する

ための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十三条中「第十二条」を「第十一条の二」に、「第二十四条」を「第二十四条の三」に、「第十八条」を「第十八条第二項」に改める。

第五十四条を第五十五条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十四条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十六条第一項（前条において準用する場合を含む。）、第十八条第一項（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができる方法を用いる。）によることができる。

附則第二項から第七項までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第四項、第三十八条の二（新条例第五十三条において準用する場合を含む。）

む。）及び第四十三条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならぬ」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、新条例第十条及び第四十六条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第十一条第三項及び第四十七条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第十一条の二（新条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第十一条の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第二十四条の二（新条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第二十四条の二中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。

6 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第二十四条の三（新条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第二十四条の三中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 九〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

